

代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項

甲及び乙は、次の特殊条項の定めるところによる。

第 1 条 乙は、役務を実施するために要した費用が、(注)

① 原契約金額の %に達した場合又は超過すると予想される場合、

② 最新契約金額の %に達した場合又は超過すると予想される場合、

(注：①②は、契約内容に応じて選択する。)

速やかに超過見

込申請書(別紙様式)により甲に申請するものとする。

第 2 条 甲は、乙より前条の超過見込申請書により申請を受けた場合は、乙に対して回答書により指示をするものとする。

第 3 条 甲は、乙が第 1 条の超過見込申請書を提出した際、契約金額の超過分に対して必要な予算を充当できない場合は、甲乙双方の責めに帰することができない理由により、作業の一時的な中断、又は契約を一部解除とすることができる。

第 4 条 乙は、第 1 条で甲に提出した超過見込申請書に対する甲からの回答書による指示を受けるまでの間、契約金額の範囲内で作業を継続するものとする。

なお、作業を一時的に中断した場合は、甲からの回答をもって作業を再開するものとする。

第 5 条 甲は、乙が原契約金額又は最新契約金額を超過するまでに、第 1 条に定める超過見込申請書の提出をしなかった場合は、甲乙協議の上で、甲の査定するところにより代金を確定することができる。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担 当 者
連 絡 先

超過見込申請書

下記契約に係る発生費用又は超過予想金額を次のとおり申請しますので、今後の処置についてご指示をお願いします。

調達管理番号 (統制番号)		契約金額	円
契約番号		契約年月日	
品 名			
内 訳	発生費用額	(原契約金額又は最新契約金額に対し	円 %)
	超過予想金額		円
	特 記 事 項		
回 答 書			
上記について、 ・引き続き作業を継続されたい。 ・作業を一時的に中断されたい。 ・その他 ()			年 月 日
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長			

注：別に定める代金の確定に関する特約条項の計算基準に条件が付してある場合は、発生費用額及び超過予想金額に当該条件を適用する。